

島根県医療介護総合確保促進基金における医師確保計画推進に関する
支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定された都道府県計画に掲載された事業を実施することを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知)及び補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(事業者及び交付の対象事業)

- 2 この補助金は、島根県医療介護総合確保促進基金における医師確保計画推進に関する支援事業実施要綱(令和2年3月27日医第1916号。以下「実施要綱」という。)に基づき、島根県保健医療計画の一部として策定する医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポットに所在する病院、郡市医師会、地域医療連携推進法人、へき地診療所、市町村等が行う別表に定める事業を交付対象とする。

(補助対象経費等)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業種目ごとの対象経費の実支出額を合計した額により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第2欄に定める基準額(種目別)と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額の合計と別表の第2欄に定める基準額(1申請事業あたり)とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (3) (2)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付申請）

- 5 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出し、事業の承認を受けた場合に限り様式1の2を提出するものとする。
 - (2) 様式1は、次に掲げる手続きにより提出するものとする。
 - ① 事業主体において事業計画書を作成し、管轄保健所と協議する。
 - ② 管轄保健所は、上記事業計画書の内容が医師確保計画と整合性がとれており、かつ、地域における合意が得られているものであるかを確認する。

なお、確認にあたっては、各保健所単位で設置している保健医療対策会議等を開催し圏域における実施承認を得るなど、必要な措置をとること。
 - ③ 事業主体は事業計画書に管轄保健所の意見書を付し、県医療政策課へ提出する。
 - (3) (1)の申請書を提出するにあたっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（事業内容の変更等の申請）

- 6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

（補助金の概算払）

- 7 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

（実績報告）

- 8 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
 - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提

出しなければならない。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合には、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出する。

(3) 5の(3)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって5の(3)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4) 5の(3)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

9 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

10 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (令和2年3月27日医第1916号)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則 (令和3年3月24日医第2283号)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則 (令和3年11月26日医第1196号)

この要綱は、令和3年11月26日から適用する。

附則 (令和4年3月25日医第1827号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附則 (令和6年4月1日医第73号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

附則 (令和7年4月1日医第1640号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 事業種目	2 基準額		3 対象経費	4 補助率	5 事業者
	1 申請事業あたり				
	種目別				
連携事業	1 事業あたり 10,000 千円	10,000 千円	医師を確保するために圏域の医療機関（郡市医師会、地域医療連携推進法人を含む。）や自治体と連携して実施する医師招聘事業（医学生向けの事業を含む。）に要する次の経費 報償費、職員等旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、賃借料及び使用料	$\frac{1}{2}$	島根県保健医療計画の一部として策定する医師確保計画に定める医師少数区域及び医師少数スポットに所在する病院、郡市医師会、地域医療連携推進法人、へき地診療所、市町村等
資金貸与事業	医師 1 名あたり 2,000 千円		県内の医師多数区域又は県外から新規に常勤雇用する者（当該医療機関の就業規則等に定める勤務時間の全てを勤務する者）又は新規に非常勤雇用する者で勤務日数等を勘案して知事が適当と認める者を対象として、当該医療機関において 1 年以上勤務することを返還免除の条件とする資金貸与制度を設け、当該制度に基づき資金貸与を行う際に要する経費		
逸失利益	派遣医師 1 名 1 月あたり 派遣元医療機関における直近の決算数値により算出される医師 1 名が 1 ヶ月にあげる利益 ただし、算出した利益が 1,250 千円を超える場合は、1,250 千円を基準額とする。		県内の医師少数区域又は医師少数スポットに所在する病院、へき地診療所へ医師の派遣（定期的な派遣に限る）を行うことで生じる逸失利益		
子育て支援事業	1 事業あたり 1,000 千円	1,000 千円	子育て中の医師が働きやすい職場にするために実施する子育て支援事業に要する次の経費 報償費、旅費（普通旅費、費用弁償）、需用費（消耗	$\frac{1}{2}$	

			品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、賃借料及び使用料、備品購入費、負担金	
--	--	--	--	--

（対象経費の付記）

（１）資金貸与事業の対象外

県のへき地医療奨学金貸与規則（平成 14 年島根県規則第 15 号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成 18 年島根県規則第 14 号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成 18 年島根県規則第 47 号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成 21 年島根県規則第 48 号）、特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成 22 年島根県規則第 21 号）又は研修医研修支援資金貸与規則（平成 22 年島根県規則第 22 号）に基づく貸与を受けた者及び自治医科大学の医学課程の修了者であって、当該大学の規定に基づく出身都道府県等における勤務義務期間内（義務年限内）の者については、本事業の対象としない。

また、前任地において本事業による貸与等を受け相当期間を経ずに赴任した者も対象としない。

（２）逸失利益の計算方法

$$\frac{a - b \text{ (※1)}}{\text{医師数 (常勤医 + 非常勤医 (常勤換算後))}} \times \frac{1}{12} \times \text{派遣医師数 (※3)} \times \text{派遣月数}$$

 医師1名が1ヶ月にあげる利益 (※2)

a：医業収益（入院＋外来）

b：医業費用（医療職の人件費＋材料費＋その他経費）

※1 直近決算ベース

※2 算出した値が1,250千円を超える場合は、1,250千円を基準額とする。

※3 非常勤医師を派遣する場合は、常勤換算すること。（例：週1日派遣の場合 1日／5日＝0.2）

（３）子育て支援事業の対象外

病院内保育所運営事業等他の国庫補助金等の対象となる事業については、本事業の対象としない。